

野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域医療における中核的医療機関の必要性及びあり方について検討するため、野洲市の地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検証及び検討し、市長に提言する。

- (1) 野洲市と特定医療法人社団御上会野洲病院の課題に関すること。
- (2) 野洲市における中核的医療機関の必要性に関すること。
- (3) 野洲市における中核的医療機関のあり方に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師派遣関連大学の関係者
- (2) 市内医療機関の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 検討委員会に副委員長1人を置き、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要に応じて会議にオブザーバーとして、特定医療法人社団御上会野洲病院の関係者を出席させるものとする。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、検討委員会が市長に第2条に規定する提言を行ったときにその効力を失う。